回覧

かんきょうだより

第76号
平成30年10月1日
【役場住民課生活環境係】
電話 2－3133

屋外焼却炉の回収について

一般家庭において、焼却炉やドラム缶などを使用してごみを燃やす行為は、法律で固く禁止されております。

村内でも、過去に使用していたと思われる屋外焼却炉が多数確認されています。

１０月を焼却炉の集中回収月間としますので、焼却炉をお持ちの方は下記まで連絡お願いします。

日程調整の上、回収日を後日お知らせします。

記

連絡先：役場住民課生活環境係
電話 2-3133

ごみ出しルールと マナーを守って！

ごみの分別がされていないごみ袋が多数出されています。缶・びん・ペットボトル・ダンボールなどはリサイクル可能な資源ですので、分別の徹底をお願いします。

―――「混ぜればごみ　分ければ資源」―――

家電リサイクル製品（テレビ・洗濯機・冷蔵庫・パソコン等）は粗大ごみで収集できません。各自で専門業者に依頼してください。

ごみの分別にご協力をお願いします！